

唐津市立七山小中学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人格や身体を傷つけ、時として生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な人権問題として、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるとの認識のもと、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。

本校では、これまでの、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取り組みをさらに強化させ、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見、いじめについても、児童・生徒が適切な行動をとることができるように、保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめのない安全・安心な学校づくりに取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての児童・生徒が安全・安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童・生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、唐津市その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を、学校内で中核となつて行う「不登校・いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭で構成する。
- 要綱にもとづいて、外部委員を含めた「いじめ防止対策委員会」を設置し、事案の状況等必要に応じて協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

- いじめの未然防止については、本校の基本方針にそつて、学年職員と関係校務分掌が連携をし

ながら学校全体として取り組む。

- いじめの覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童・生徒が、周囲の友人や教職員との信頼関係の中、安全で安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

命の大切さや相手への思いやりなどの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせ、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見、いじめについても、児童生徒が適切な行動をとることができるようになるために、学校の教育活動全体での位置づけを明確にした道徳教育や人権教育の取組を行う。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

児童・生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう、委員会活動などの特別活動を充実させる。

(3) いじめ防止強化月間の設定

毎年、5月及び11月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

児童・生徒の情報機器の使用状況の把握に努め、実態に応じた情報モラル教育を推進する。児童・生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットを通じて行われるいじめ防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りや育友会総会などを通じて、いじめの問題点や防止することの重要性について啓発を図る。また、学校におけるいじめ防止の取組状況等についても周知に務める。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、気づきや判断が難しい形で進行したりするケースが多いことを常に念頭において、ささいなことでもいじめの可能性を考えながら、早期の適切な対応により、積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱に、いじめの早期発見に努め、児童・生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 教師による面談

年に2回の教育相談月間（5月下旬、11月上旬）を設け、学級担任を中心とした個人面談を

行い、話し合いの中で、抱えている悩み事や困り感を把握する。気になる事案については、校内で情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談

「教育相談だより」を発行し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの来校日等について、児童・生徒や保護者に周知する。

③ 相談機関の広報

いじめ相談電話など外部にも相談機関があることを広報し、児童・生徒や保護者が相談しやすい環境が身近にあることの周知に努める。

(2) いじめに関するアンケート調査

いじめに関するアンケートを年2回（6月下旬、11月下旬）実施すると共に、QUアンケートを活用して、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことで、いじめ防止につなげる。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見や通報があった場合は、速やかに組織的な体制で対応にあたる。被害の児童・生徒を守り通すという姿勢を最優先とし、関係する児童・生徒への教育的配慮のもと、毅然とした態度で取り組む。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに校内の対策委員会を開催し、聞き取り調査の具体的な進め方を協議する。また、速やかに教育委員会に第一報を行う。

② いじめの認知

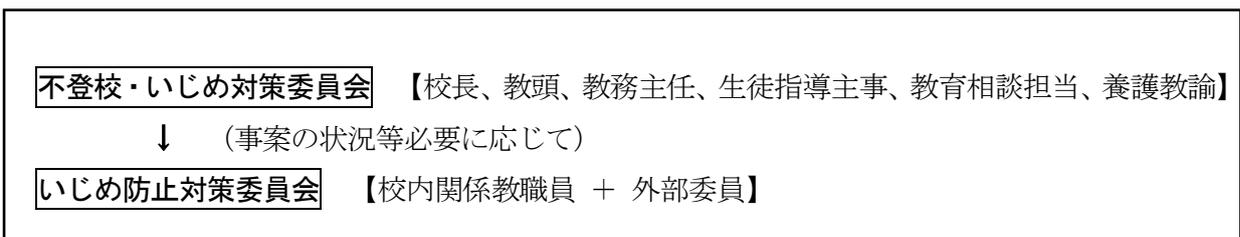
関係する児童・生徒等への聞き取り調査の結果などを、いじめの定義に照らし合わせて、いじめと認知した場合は、対策委員会で、実態の詳細を把握するための調査方法、被害・加害の児童・生徒や保護者への対応を協議し、校長がその方針を決定し、関係職員に指示する。事案の状況に応じて、外部委員を交えた対策委員会を開催する。

また、認知に至った経緯や今後の方針等について教育委員会に報告し、連携のもとに適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

重大事案が発生した場合は、直ちに県教委、市教委、教育事務所に報告し、その指導・助言のもと、連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図



↓ 【覚知・認知の報告】【重大事態の報告 ※発生後、直ちに】

唐津市教育委員会

7 いじめの再発防止の取組

被害児童・生徒へのケア、加害児童・生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上の経過観察を行う。解消（通常の生活に戻った状態）と判断した場合は市教育委員会へ報告するが、その後も、児童・生徒の様子を見守り、指導・支援を継続する。

8 職員研修

いじめ防止に係る校内研修を年3回計画し、児童・生徒理解やいじめ対応についての教職員の資質向上に努める。

4月・・・いじめの定義、対応（本校の基本方針の周知・確認など）についての研修会

8月・・・いじめ対応力向上を図る研修会、事例研修会

3月・・・本年度の取組の課題、次年度の重点事項などについての研修会

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について改善・充実を図るため、「いじめの問題に関する点検項目」を活用して、自己点検を行う。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」の取組状況について、年度末に評価を行い、次年度の改善にいかす。

(別紙1)

いじめの問題に関する点検項目 (唐津市学校用)

学校名	唐津市立七山小中学校
校長名	池田 英二
実施日	令和 年 月 日

〈点検要領〉

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番あてはまるものに○印をつけて下さい。

領域	番号	点 検 項 目	評 価			
			A できている	B おおむね できている	C あまりでき ていない	D できていな い
未然 防止 の 推 進	1	「いじめは人として許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、積極的に指導を行うよう努めているか。				
	2	学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりや好ましい人間関係について適切に指導助言を行っているか。				
	3	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。				
	4	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。				
早期 発 見 ・ 早 期 対 応 ・ 被 害 の 最 小 化 再 発 防 止	5	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、校長を中心に学校全体で組織的に対応する体制が確立しているか。				
	6	いじめの疑いを覚知したときは、調査委員会を設置し、速やかに保護者及び教育委員会に報告することとしているか。				
	7	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員研修会などで、教職員間の共通理解を図っているか。				
	8	日頃の児童生徒の観察や個別面談、Q-Uの活用、学期ごと（年3回以上）のアンケート調査により、児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握するよう努めているか。				
	9	いじめの把握や対応に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭など学校内外の専門家との連携に努めているか。				
	10	校内に児童生徒及び保護者の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。				
	11	いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための体制が確立しているか。				
	12	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。				
	13	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、青少年支援センター、児童相談所、警察等の関係機関と連携協力する体制が整っているか。				
	14	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて青少年支援センターなどの専門機関との連携が図られているか。青少年支援センター、人権相談所、児童相談所、心のテレフォン等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
	15	いじめが起きた場合、家庭と緊密な連携をとり、協力してその解決に当たる体制が整っているか。				
	16	PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。				
	17	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。				
	18	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行うこととしているか。また、発見から最低3か月は経過を観察したうえで解消を判断し、教育委員会に報告することとしているか。				
	19	いじめ事案の検証を行うなど定期的にいじめ問題への取組を見直し、いじめの再発防止・未然防止に努めているか。				